

「(仮称)寒川町障がい者福祉計画」(案)に対するパブリックコメント (町民意見の公募)の実施結果

(仮称)寒川町障がい者福祉計画(案)について、町民の皆さんからのご意見を募集したところ、1名の方から10件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見並びに町の考え方を公表いたします。

パブリックコメントにご協力をいただきありがとうございました。

●実施期間 平成 26 年 12 月 9 日(火)～平成 27 年 1 月 7 日(水)

●資料閲覧場所 町ホームページ、町役場1階情報公開コーナー、福祉課、町民センター、町民センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館、福祉活動センター

●ご意見提出者 1名

●ご意見の件数 10件

意見の内容	件数	ご意見番号
第1章「総論」に関すること	1	4
第2章「障がい者等の現状」に関すること	1	1
第3章「基本理念」に関すること	1	5
第4章「第3次障がい者計画」に関すること		
第5章「第4期障がい福祉計画」に関すること	1	6
その他、計画全般に関する事項など	3	2. 3. 9
その他、計画以外に関すること(制度等について)	3	7. 8. 10

●ご意見の概要及び町の考え方

番号	意見の概要	町の考え方
1	障がい者やさしさプラン(第2次障害者計画)及び第3期障がい福祉計画の結果はどうだったのか。	検証については、本計画の「第2章 障がい者等の現状」の22頁～34頁に記載しております。 また、計画策定時におけるアンケート調査から、ご意見・ご意向を把握し、その結果をもとに計画の策定を行っております。
2	変わったところの「要約や一覧表」でもついてない限り、理解する住民はほとんどいないと思います。住民が知りたいのは、どのように町の施策が今後変わるのか、だと思えます。	制度改正や国の指針により、前計画から内容が一部変更になったもの、あるいは、新しく創設されたものには、本計画の本文中に㊦と表記しております。 また、今回パブリックコメントを実施するにあたり、本計画案の概要版を作成し、内容をわかりやすくお伝えするよう工夫しております。
3	「町は、これだけの責任を果たしました」と、言える内容を、最初にできれば数値で示していただきたいと思えます。	第4章「第3次障がい者計画」は、障害者基本法に基づき、障がい福祉施策に関する理念や方針、施策の展開を定める計画のため、具体的な成果を数値でお示しする計画ではありません。一方、第5章「第4期障がい福祉計画」においては、障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの種類ごとにサービス見込量(計画値)に対する実績値をお示ししております。
4	「障害者福祉施策を効果的に推進してまいります」と書かれていますが、効果的とかどうか、どこかで誰かが「評価」しなければなりません。 財政難なのですから、福祉といえども「費用対効果」で評価するのが普通でしょう。住民満足度で評価しても良いと思いますが、調べるのが大変でしょう。	計画の進行管理については、本計画の第1章「総論」の14頁に記載しておりますように、障害当事者やその家族、支援者等から構成されている「寒川町地域自立支援協議会」において、点検、分析、評価を行うとともに、庁内で実施している町総合計画後期基本計画実施事業進行管理等を活用し、評価してまいります。

番号	意見の概要	町の考え方
5	内容(基本目標1～5)を読むと、すべてこれは「スローガン」(建前、お題目)です。誰も反対しない文言が並んでいるものであり、「評価可能な目標」ではないようです。「スローガンで(賢い)住民は動かない」と言われています。善かれと思うことを書き並べても、やる気が湧いてきません。	計画の基本方針や基本目標を掲げ、その目標実現のため、施策の方向を定めることにより、障がい福祉施策の推進を図ることができると思います。 なお、本計画を策定するにあたり、計画の策定委員会にあたる「寒川町地域自立支援協議会」において、前計画の基本方針や基本目標を継承することとされております。
6	ぜひ、住民などが評価できる「このように効果的に福祉を行いました」、「これから、いつまでにここまで福祉を効率よく行うことにします」と言った「目標」を設定し、その達成を、町は約束していただきたいと思います。それが(基本計画であろうと)「計画の目標」だと思います。基本計画には美辞麗句だけ並べて良いのではなく、具体的な「施策」を載せるのが「基本計画」の基本(心臓部)だと思います。	本計画において、基本理念、基本目標を定め、それに基づいて本計画の第4章「第3次障がい者計画」42頁～58頁に掲載してありますように、各施策の分野ごとに具体的な施策の展開をしてまいります。

番号	意見の概要	町の考え方
7	先日町長にもお伝えしましたが、おかしなことに、町民憲章に、「誰にも迷惑をかけないようにしましょう」という一文があります。 このような町民憲章を持っている市町村は、全国で、30ヶ以上調べましたがどこにもありませんでした。「珍品」です。「ルールを守りましょう」と書かれている例はありますが。 ここに寒川町の福祉への取り組みの「考え違い」が如実に表れていると思っています。憲章を作った当時は町に「福祉係」しかなかったようですが、住民のだれもが、迷惑を掛けないようになれば「福祉」は必要なくなります。日本は、他人に迷惑をかけて良い国なのです。助け合う国なのです。違いますか？迷惑を掛けない努力をするのと当然のとですが、罪を犯さないようにしましょうと同じような書き方は間違いだと思います。早く「憲章」を「助け合いましょう」という文言に直さなければ、いくら立派な「福祉計画」を作っていても、周辺自治体の「笑い者」のままです。	町民憲章に定めております、「きまりを守り、だれにも迷惑をかけないようにしましょう。」については、町民憲章の分類としては「規律秩序、公聴心」に関する内容を示しています。 また、「ゆずりあい、力をあわせ、助け合いましょう」において、「福祉、相互扶助」に関する内容を定めております。 したがって、町民憲章では、ご指摘の「助け合いましょう」の文言をすでに定めており、現在のところ改訂する考えはございません。

番号	意見の概要	町の考え方
8	介護保険法の大改正が来年度逐次行われます。 精神障がい者対策と、介護対策をドッキングさせると、国は言っています。しかし、今後3年間のこの計画には、介護との関係性が何も述べられていません。「まだ決まったことではないから書けない」と担当課は考えているのでしょう。しかし、すぐそこに改定が控えているのです。 こここそ、計画に書かれているように「横の連携」が必要だと思えます。	本計画を策定するにあたっては、策定に関する国の基本指針に基づいて市町村が策定することに定められております。 ご意見のとおり、今回、国から示されている指針には、介護対策に関して、示されていませんので、計画に具体的に掲載しておりません。 しかしながら、障がい福祉施策の推進を図るうえで、高齢介護対策に限らず、本計画の第1章「総論」の5頁の記載図のように、庁内の関係部署との連携を強化することによって、それぞれの専門性をより活かした支援を目指してまいります。
9	何も無理して「計画の期限が来たから、次の計画は必ず作らなければならない」と決まっているわけではないと思います。暫定措置だけを予算書などに説明しておき、来年の3月から（必要なら）介護保険改正とリンクした新しい計画を作ってスタートすればよいと思います。どうせ1～2年で改正しなければならなくなる計画なのですから。 かたくなに「計画の連絡性」を形式上整える必要はなく、「効率的に福祉を進められる（既述）なら、臨機応変に対応してよいと思いますがいかがでしょうか？	本計画は、根拠法令である「障害者基本法」に基づく、障がい福祉に関する基本目標や施策の方向性を示し、障がい福祉施策を推進するうえでの基本的な計画を定めた「障がい者計画」とその計画の目標や施策の方向性に則し、目標達成を目指した具体性のある事案及び各種サービス量などを「障害者総合支援法」に基づき定める「障がい福祉計画」になります。 従いまして、両計画の関係性は、基本計画と実施計画で、町が障がい福祉施策を展開していくうえで必要な計画策定であると認識しておりますので、現行計画の計画期間終了に伴い、計画策定に取り組んでおります。

番号	意見の概要	町の考え方
10	全国で障がい者（特に、増えている精神）の社会復帰を図るために、作業場などへの医師の往診と投薬管理を中心に、作業療法士やボランティアなどが、動き出しています。 社会復帰できる人の割合を上げる成果がでていると聞きます。寒川でもそのような動きを始められないでしょうか。ぜひ、この計画に入れ込んでほしいと思います。 介護もこれからの高齢化で大問題になりますが、精神も同じように人数も多く、治れば働ける精神障害の社会復帰できるメリットは非常に大きいと思います。	国は、精神障がい者等の地域生活への移行を推進しております。今後、ますます障がい者が地域で生活をしていくうえで、障がい者の自立を目指し、社会参加や社会復帰は重要と考えます。町でも、障がい者の自立に向け、就労相談の窓口の充実や雇用啓発の充実等を本計画に位置づけ推進してまいります。 また、現行でも、必要に応じて医療機関をはじめとする関係機関との連携を図り、障がい特性に応じた支援に努めているところですが、平成27年度より、精神保健福祉士等を福祉課窓口配置し、相談支援体制を充実してまいります。